



今月も、前回に引き続き『介護サービスの利用』関係について紹介していきます。

《問11》介護サービス計画（ケアプラン）って何ですか？

答） 介護サービス計画（ケアプラン）とは、要介護者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類、内容、回数やその組み合わせなどを考えて作成された計画のことです。在宅では居宅サービス計画として、施設に入所している要介護者については施設サービス計画として作成されます。

《問12》ケアプランは、誰が作成するのですか？

答） 在宅サービスを利用する場合は、選んだ居宅介護支援事業者と契約した後、その事業者のケアマネジャーが、利用者やサービス事業者と検討しながらケアプランを作成します。ケアマネジャーは、利用者や家族の意見を取り入れて一人ひとりの身体状況にふさわしいケアプランを作成するほか、事業者との連絡・調整を利用者に代わって行います。サービスに関する質問にも応じてくれます。

施設サービスを利用する場合は、施設のケアマネジャーがケアプランを作成します。その場合、どうしたら利用者が自立した生活を送れるか等が考慮されます。

*ケアプランは、利用者が立てることもできます。自分でケアプランを作った場合はそのプランを役場高齢者対策課に届け出て、サービス提供事業者に直接申し込むこととなります。しかし、どのようにサービスを組み合わせるのがベストなのか判断がつかねたり、提出する書類がかなりの量にのぼるため、手続きはかなり時間を要する場合があります。ケアプランの作成料は無料ですので、やはりケアマネジャーに作成を依頼するのが一般的です。



《問13》ケアプランを作成した後はどうするのですか？

答） 在宅サービスの場合、ケアマネジャーを介して利用するサービスの事業者と契約し、利用計画を立てた後、その計画に沿って在宅サービスを利用します。

施設サービスでは、施設のサービス担当者が利用計画を立てた後、その計画に沿って施設サービスを利用します。

《問14》サービス開始後にケアプランを変更することはできますか？

答） 介護サービスの利用開始後に、心身の状態の変化等によりサービス内容や事業者を変更したいときには、いつでもケアマネジャーに依頼して、ケアプランを作り直してもらうことができます。

《問15》一度認定されると、ずっと介護サービスを利用することができるのですか？

答） 介護を必要とする人の心身の状態はしばしば変化するので、要介護認定の有効期間は、原則として6か月とされています。有効期間が終了するまでにあらためて申請（更新申請）を行い、再度調査を受ける必要があります。

また、状態が大きく変化した場合は、有効期間内であっても再調査を受け、認定を変更してもらうことができます。このときにも、申請（変更申請）が必要です。